株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき当会社の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年九月九日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年八月八日

東京都中央区日本橋室町四丁目六番七号

栄光科学株式会社

代表取締役　羽石　利彦

株式交換につき株券等提出公告

当社は、株式会社鉄鋼ビルディング（住所東京都千代田区大手町二丁目六番二号）を完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年九月十五日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年八月八日

東京都千代田区大手町二丁目六番二号

株式会社ビル管財

代表取締役　増岡　祥文

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である吳敏廷が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年八月八日

千葉県佐倉市井野一三八五―一三五

エムジェイドリームシス株式会社

日本における代表者　吳　敏　廷

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である粟国正樹が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年八月八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

スペース・リミテッド

日本における代表者　粟国　正樹

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である徐金花（飯島亜紀）が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年八月八日

沖縄県糸満市西崎町一丁目四番一一号

OCEAN ORGANICS SEA FOODS LIMITED

日本における代表者　徐金花（飯島亜紀）

限定承認公告

本籍福島県伊達市保原町二井田字秋切六番地一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　江川　勝家

右被相続人は平成二十六年二月十日死亡し、その相続人は平成二十六年七月三十日福島家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月八日

福島県伊達市保原町二井田字秋切六番地一

限定承認者　江川チエ子

限定承認公告

本籍東京都台東区寿三丁目一〇番地一、最後の住所千葉県八千代市大和田新田一一二番地の二

被相続人　亡　古谷　光男

右被相続人は平成十八年七月三十一日死亡し、その相続人は平成二十六年七月二十九日千葉家庭家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月八日

千葉県八千代市八千代台南一丁目三番一四号

限定承認者不在者古谷米子

不在者財産管理人　山﨑　隆也

限定承認公告

本籍奈良県大和高田市大字根成柿一八六番地四、最後の住所大阪府東大阪市荒本新町六番一八―一三〇一号　被相続人　亡　石川　敦弘

右被相続人は平成二十六年四月十二日死亡し、その相続人は平成二十六年七月三十日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月八日

奈良県大和高田市根成柿三八〇―一（C一二四）

相続財産管理人　西口　真衣

奈良県橿原市久米町五八六森川ビル二階一号室

右代理人弁護士　辻内　誠人

限定承認公告

本籍熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼一九三八番地、最後の住所熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼二一七八番地一

被相続人　亡　吉村　利雄

右被相続人は平成二十六年一月十四日死亡し、その相続人は平成二十六年七月三十日熊本家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月八日

熊本県熊本市中央区手取本町三番一三号丸住ビル二階丸住法律事務所

限定承認者吉村マツ子

右代理人弁護士　丸住　洋平

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十六年九月三十日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十六年八月八日

神奈川県相模原市南区上鶴間七丁目六番九号

株式会社エステートシンワ

代表取締役　宮坂　和樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条第一項に基づき、優先資本金の額を五千六十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十六年七月十八日付官報の号外第一六一号七十六頁に掲載されています。

平成二十六年八月八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

カラチアセット特定目的会社

取締役　井出　清彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条第一項に基づき、優先資本金の額を二千七百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十六年七月十八日付官報の号外第一六一号七十六頁に掲載されています。

平成二十六年八月八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

エッセンアセット特定目的会社

取締役　井出　清彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条第一項に基づき、優先資本金の額を三千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十六年七月十八日付官報の号外第一六一号七十六頁に掲載されています。

平成二十六年八月八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

グラスゴーアセット特定目的会社

取締役　井出　清彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金三十五億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の確定した最終事業年度はありません。

平成二十六年八月八日

東京都港区西新橋一丁目二番九号ＥＰコンサルティングサービス内

Ｍｏｍｏ特定目的会社

取締役　目黒　正行

取消公告

平成二十六年八月五日（号外第一七四号）掲載の左記会社に係る組織変更公告及び決算公告（枠組）をそれぞれ取消します。

平成二十六年八月八日

東京都中央区日本橋本町四丁目四番二号東山ビル

ワールド・フューエル・サービス・ジャパン株式会社　代表取締役　濵野　英之

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　八月八日付第一七七号六四ページ
◉付録　二十一日付参会第二三号一七月官報目録一六ページ

ページ●同日付政府調達第一四八号三二ページ●五月二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二六四円（本体一五一〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）